

令和6年度第6回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年9月10日(火)			
招集場所	日南町役場 第2会議室			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時06分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	大 塚 清 子	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員				
議事録署名委員	5 番	大 塚 清 子	6 番	塩 見 真 由 美
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	田 淵 九 大

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
5. 協 議 事 項	
協議第1号	移動農地銀行の開催について
6. そ の 他	
7. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	おはようございます。定刻より若干早いようですが、皆様お揃いになりましたので、令和6年度 第6回日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。9月に入り、多少秋めいてまいりましたが、秋の農作業も少しずつ始まったようです。</p> <p>今年の夏は気象庁が記録を取り始めてから一番暑い夏とのことでしたが、迷走台風10号が多くの農作物に被害をもたらしました。</p> <p>先月の総会にもお話ししましたが、令和の米不足も日を追って激しくなっていますが、先月26日に今年の米の概算払い金額の情報をいち早く入手し、この機会にお話ししようと思っていたところです。それに先立ってJA情報が皆さんのお手元に配布しております通り、コシヒカリ一等米で昨年より2,400円高の8,800円と発表されました。日野郡内でもそろそろ新米が出荷されますので、令和の米騒動もひとまず落ち着いてくると思います。</p> <p>つぎに、先月22日に鳥取で会長、事務局長研修会が行われ出席してきました。その中で我々上部団体の全国農業会議所が発行しています、全国農業新聞の購読推進の話があり、推察するに日南町農業委員会は購読数で県下ワーストワンではと感じ顔から火が出る思いでした。農業委員、推進委員19名の半数の委員が購読していないとのこと。このことについて皆さんの誠意ある対応をお願いしたいと思います。本日総会后に購読申し込みを事務局までお願いいたします。</p> <p>以上を申し上げまして、第6回 日南町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、5番、大塚農業委員、6番、塩見農業委員を指名した。
議案第1号	議 長	続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定についてです。本日は1件の非農地の申請がありましたので、審議お願いいたします。</p> <p>資料1頁、資料2頁について説明</p> <p>資料3頁から位置図、中間図、字切図、現地確認写真をつけておりますので、ご確認お願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第1号について説明が終わりました。地元委員からのご意見がありましたらお願いします。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
	倉光推進委員	梅林会長、天崎委員、そして私と事務局で現地を確認しておりますが、申請の通り認めるのが相当と思います。以上です。
	議 長	<p>議案第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。</p>

議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。本日は 1 件の所有権移転の申請がありましたので、審議お願いいたします。</p> <p>資料 7 頁、資料 8 頁について説明</p> <p>資料 9 頁から位置図、中間図、字切図、現地確認写真をつけておりますので、ご確認お願いいたします。以上です。</p>
	議 長	(高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。
	高橋事務局長	<p>先ほどの田淵の説明に補足をさせていただきたいと思います。</p> <p>購入される〇〇〇さんですが、1 ターンによって日南町に移住してこられた方です。先ほど説明した通り、宅地も含めての売買ということです。現在の所有者である〇〇〇さんがすべての不動産につきまして処分をしたいというお考えでございます。〇〇〇さんにおかれましては、先般、矢戸でありました住宅火災があったご自宅です。皆様ご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、母屋が全焼になっております。幸い、一部離れた長屋は免れたということで、現在長屋で住まいができるようにされておられると伺っております。農作業につきましては、まったくの素人という状態で、主に家庭菜園ということです。面積規模を考えますと管理するには適当な面積かなと思っております。このあたりにつきましては、地域の方等にもかかわっていただきながら、農地を管理していただくということで、今後の取り扱いについてしっかり確認してまいりたいと考えております。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
	丸山推進委員	<p>農地法 3 条による所有権移転は農業者でないと買えない、ただしこれから農業をやる人、あるいはもう自分がやらなくて息子がするといった特別な条件があるにしろ、基本的に農業者でないと農地が買えないというのが原則ですよ。今回のケースではその情報の資料が載っていない。買い受けられる〇〇〇さんの情報が載っていない。どういう農業に関する状況があるのかという資料がこれまでは議案の資料に載せてあり、許可の大きな判断になっていたようですが、まったくそういった資料がない状況で、許可、不許可といった重大な判断を何を持って行うのか。少なくとも年齢等の情報は資料として出してもらわないといけないと思います。例えばこの方が 100 歳だった場合、自分で農業するというわけにはいかないと思います。そういった判断をするためにも資料を出してほしい。</p>
	高橋事務局長	<p>失礼します。〇〇〇さんの状況については資料をつけておりません。〇〇〇さんにつきましては現地確認で、農業委員、推進委員の皆さんに確認していただき、直接ご本人から聞き取りをさせていただいております。そうした経過の中で今回、家庭菜園ということで農地の利用をしたいということです。今回の総会におきましてはご了承いただければと思っております。</p>

	<p>先ほど丸山推進委員から質問のありました年齢ですが、〇〇歳になられる方です。仕事は主にオンライン等による IT 関係を主にされておられると伺っております。主として農業をされるというわけではありませんが、現在の状況として、農地を管理する面積等の条件におきましては家庭菜園等でも十分に対応ができる状態であるということです。</p> <p>今回の農地法 3 条の許可申請につきましては、このような状態の中で、許可のお願いをさせていただきたいと考えております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>あまりその考え方を広げない。原則は農業者でないと農地は買えない。家庭菜園なら良い、これくらいの面積だったらいいんじゃないかみたいなことは基本的にできる話ではないと思います。下限面積要件はなくなったけれども農業者でないといけないという要件はそのまま変わってないはずですよ。</p>
議長	<p>その他ありますでしょうか。</p> <p>(8 番 糸田川農業委員挙手) 8 番 糸田川農業委員。</p>
糸田川農業委員	<p>丸山推進委員がおっしゃることも気になっているということもありますし、家庭菜園をやっていく上で、管理機や耕運機がないと厳しいんじゃないかと思いますが、その辺はどうだったのか教えていただけたらと思います。</p>
主事	<p>失礼します。所有しておられる機械についてですが、現在は刈払い機のみを所有しておられるということです。耕耘については鍬等で行うと伺っています。</p>
議長	<p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
倉光推進委員	<p>失礼します。この件については実際にこの資料にありますように、畑が 1 畝ほどです。したがって管理機のような機械がなければできないというような範疇のものではないと思っております。ですので、鍬でも十分野菜等の作物ができると判断しました。</p>
議長	<p>その他ありますでしょうか。</p> <p>この件ですが、下限面積も撤廃されており、我々農地を守るという農業委員会の趣旨もあります。</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>一つ確認させていただきたい。通常こういうケース、写真を見ると明らかにすぐ家庭菜園で使えるように思えません。草が生えていて、状況的には原野で、そういうものを無理やり 3 条で許可するということより、2 条で地目変更して、家庭菜園で使うほうがいいと思いますが、そういったことは事前協議の段階でできないものなのでしょうか。できない理由があるのか。</p>
高橋事務局長	<p>失礼します。丸山推進委員がおっしゃられる通り、農地は荒れた状態でございます。本来であれば農地として使われているということでの 3 条所</p>

		有権移転であるとおもっておりますが、購入される〇〇〇さんのお考えもあり、農地として管理するということを確認しております。
	丸山推進委員	わかりました。
	倉光推進委員	現場で本人に聞き取りを行っております。写真を見ると非常に荒れた状態ですが、これについて、〇〇〇さんも気にしておられましたが、△△市の司法書士の方に相談されておられるようで、司法書士からとにかくそのままにしておく、手入れをしないという指導があったために手入れをしていないと説明があったように思っております。現場としてはそういった状態ですが、本人が意図してそのままにしていたというわけではないということをご理解いただきたい。
	議 長	<p>補足になると思いますが、司法書士から農業委員会の現地調査が終わるまで手を加えるなという指導があったわけですが、火災があった時点では草を刈ってきれいになっています。ですので、現地調査が終わってすぐ作業しておられる状況です。</p> <p>その他ありますでしょうか。無いようですので採決に移りたいと思います。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
協議第1号	議 長	続いて協議事項に移ります。協議第1号 移動農地銀行の開催について事務局お願いします。
	主 事	<p>協議第1号 移動農地銀行の開催についてです。</p> <p>資料15頁、16頁について説明。</p> <p>地域振興センターの空き状況を記載しております。昨年度と同様の時期での開催を予定しており、11月15日から11月22日までの予定で行いたいと思います。各地区の委員で候補日を決めていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
	議 長	協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
その他	議 長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>次回総会は、令和6年10月10日(木曜日)午前9時から開会予定です。会場は議場を予定しております。皆様ご予定をよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、いろいろ資料を配布しております。詳細な説明は致しませんが、報告をさせていただきたいと思います。先ほど会長からのご挨拶にもありましたが、令和6年産米の概算金の単価一覧表、農協が作成された資料です。次に、8月22日に行われた会長、事務局長の研修会の資料で「食料農業農村基本法の改正と今後の農業委員会活動について」の資料を配布しております。食料農業農村基本法については現在、法改正は可決成立されておりますが、一部、関連法案はまだできていないところがあります。具体的</p>

には資料3頁の②番、③番、④番については審議中ということです。

基本法については農政の憲法ということで、農政に伴う施策等の内容につきましてはこの②、③、④がかかわってくるものだと思います。現在、まだこのあたりの情報が入っておりませんので、皆様に十分お伝え出来ませんが、令和7年度予算要求が8月末で取りまとめが行われています。このあたりの予算とこの法案については関連する内容がございますので、詳細が分かりましたら皆様にお伝えしたいと思っております。

続いて、昨年の日野郡農業委員会の研修会、交流会は日南町で行いましたが、今年度は江府町が当番町となっており、今年度の開催の案内がありました。10月24日木曜日場所は江府町役場及び現地を移動し、交流会を行うということで伺っております。皆様ご予定をお願いいたします。

次に、資料はございませんが、鳥取大学からお知らせで中国地区地域経済学会が日南町文化センターで行われるということでお知らせがありました。農業委員会にかかわりがあるということではありませんが、地域の自治体農林業の問題に関する経済的社会的研究等について農業委員でおられる糸田川農業委員がパネラーとして出席されると伺っております。期日は11月16日土曜日午後から日南町文化センター多目的ホールで行われます。糸田川農業委員からは地域のまるっと中間管理方式についてのご紹介もあるということです。農業委員の皆様もご都合がございましたら、ご聴講していただけたらと思います。

最後に令和6年度下半期のスケジュールをお配りしております。鳥取県農業会議、また西部地区の会議、研修会等のスケジュールについてわかる範囲で記載しております。委員の皆様にもご参加いただく研修会もありますので、ご予定をお願いいたします。

前回総会におきまして、委員の皆様からご質問をいただいている件がございます。倉光推進委員より農業委員会におきます申請届け出の締め切りを見直ししてはどうかというご意見を頂戴いたしました。事務局のほうでも検討させていただいております。

現在、申請書届け出の締め切りは毎月20日にしております。今までの流れで行きますと、20日に締め切りした申請届については翌月の総会終了後に部会等させていただいております。現地確認についてはその前にさせていただく流れでございます。その部会の結果に基づいて翌月の総会に上程させていただいて、可否の決定をしております。この流れで行きますと、おおむね50日程度、7週程度かかるということで、非常に長いのではないかとご意見をいただきました。

農業委員会の一般的な事務処理の流れは概ね1ヶ月程度で処理するというように示されております。そのあたりの流れで行きますと、倉光推進委員がおっしゃられたような、締め切り日を10日締めにして翌月10日の総会に上程するという流れで行けば概ね1ヶ月で事務処理が可能であると思っております。しかし、この工程で行きますと、現地確認、また部会での審

	<p>議等につきましては、総会でお集まりになられる以外に農地部会、該当地区の委員の皆様は別日に集まっていたということになりますので、お手間をかけるということもでございます。当時、委員の皆様のご負担等を考えておりましたが、1ヶ月で事務手続きを進めるには、その1ヶ月の中で別に現地調査や部会等のご審議にご参集していただく必要がございます。皆様の都合がその流れで良いということでもございましたら、申請届け出日の締め切りを10日、翌月10日の総会に上程させていただくということで、今後の事務処理を進めてまいりたいと考えております。皆様のご意見を賜ればと思っております。</p> <p>次に丸山推進委員からご質問をいただきました、昨年度の事務処理の遅延におきます、案件の内容についてペーパーでまとめたものということで、皆様にお配りさせていただいております。</p> <p>内容につきましてはお亡くなりになりました加藤農業委員の時代におきます、事務処理の案件ということでございました。農業委員会議事録、また、当時の議会の答弁についても確認させていただきました。以前にも説明させていただいておりますが、加藤農業委員の案件でご意見があった内容につきましては、非農地証明と農用地区域の取り扱いについてご質問いただいていたところではないかと思っております。</p> <p>資料に書いておりますが、令和6年1月総会にて木山農業委員から事務処理のご質問等いただいた中でご意見をいただいた内容があります。この1月総会の議事録をご覧になられて3月の経済福祉常任委員会において、近藤副議長よりご質問がありました。その中身については、当時加藤農業委員がおられた時代の事務処理の案件についてまだ残っていないかという内容のご発言がありました。加藤農業委員の案件ではなくて、お亡くなりになる前の案件はまだ残っていないかというご質問でした。内容的には加藤さんの案件というものではなく、全般的な事務処理の当時の遅れについて近藤副議長からご質問いただいたと確認させていただきました。従いまして、1月2月3月に事務処理の遅延の一覧をお配りしております。内容については全般的な内容ですのでこのような形でご報告させていただけたらと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの報告に関して、ご質問、ご意見がありますか。 (丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>この総会のレジメの中に5番の協議事項がありますので、そこにその他を入れていただいて、他に協議することがないかという場面を作っていただきたい。</p> <p>それと、加藤さんの質問については、引き続いて問題を先延ばししているという意味合いの答弁であったと私は受け取っていました。その問題がまだ解決していないと思っておりました。何が問題になっていて、なぜ2年も3年も引き延ばしになっているのかということをお聞きしたかった。事務の遅延については問題がありますが、加藤さんの問題ってというのはす</p>

	<p>ぐに解決するという理解でいいのか。</p>
高橋事務局長	<p>先ほども加藤さんの案件ということでご質問がありましたけれども、加藤さんの案件については非農地証明と農用地区域、農振除外の関係についてでございます。この案件につきましては本来、農振農用地区域を非農地の扱いにするということは従来の農業委員会の手続きの中では行っておりませんでした。</p> <p>農振農用地区域は本来守らなければならない農地ということで非農地として扱うわけにならないということで、従来このスタンスをとっておりましたが、この案件につきましては現在、許認可の担当である鳥取県の担当者と現在協議を進めているところでございますので、この案件につきましてはまだ調整中です。</p> <p>また農振除外に関する手続きが完了した後の地目変更につきましても加藤農業委員からのご質問をいただきました。非農地になったとしても地目変更が行われていなければ、登記上いつまでも農地として扱っている状態になるのではないかとということのご質問をいただいております。これについては、住民課の固定資産の担当であります、職権による地目の変更が行うことができるということです。本来であれば所有者が地目の変更手続を行います、非農地通知として農業委員会が判断したものについて、固定資産の担当である住民課にその旨を伝え、課税上農地として扱わないというものは職権で変更する手続きが可能になります。ここについても法務局と協議はしておりますが、まだ進んでいないという状態でございます。</p>
丸山推進委員	<p>すいません、私が求めたのは何が問題で、2年も3年も引き延ばしているかっていうことをペーパーで示してほしいとお願いしました。口頭では今も説明されたし、この前もしてもらいましたが、なかなか理解できない。</p> <p>その問題になっている中身についてお聞きしたい。終わったなら終わったでいいが、整理してほしい。</p>
議長	<p>加藤さんの案件ということになっていますが、加藤さんがこれまでずっと言っておられたのは農振農用地を見直さなければならない時期に来ているんじゃないかとずっといられておりました。これは、農業委員会独自でできる問題ではなくて町全体で農振農用地を見直さなければならないということです。私は農業委員会独自で処理できる問題でないと思っております。町と連携をして農振農用地の問題を解決していかなければならないと思います。</p>
丸山推進委員	<p>よくわかりました。加藤さんの案件という言葉は議会で近藤議員が言われたので、私も中身がわからなかったのも、そういう表現をとらせてもらいました。</p> <p>基本的にそれは農業委員会で対応するということではないと私自身は理解しました。</p> <p>それと、さっきも言いましたが協議事項にその他を入れてほしいと思ったのは以前から事務処理の遅延について問題があるように思います。それ</p>

	<p>ではいけないので、きちんとマニュアルのようなものを作って進めてほしいと提案しました。前回総会でそれらしいものが出ました。今日ももう一度配ってもらっているんですが、それを見ながら聞いていただけたらと思います。この中に問題になることがたくさん入っている。もう一度整理しなおさないといけないと日南町農業委員会のマニュアル手順書として外に出せないとは思っています。</p> <p>それで、このフロー図はすでにこれでスタートしているんですか。</p>
高橋事務局長	<p>事務処理フロー図は前回説明させていただいたやり方でおおむねスタートさせていただきたいということで前回の総会では承認いただいたと思っております。しかし、丸山推進委員がおっしゃられる通り見直しは必要であると思っております。ベースとなる事務処理につきましては、現在このフロー図に沿ってスタートしていると認識しております。</p>
丸山推進委員	<p>総会が終わった後にいろいろ問題があるということが分かったので、今度改正案を次の総会で提案させてもらいたいと思います。</p> <p>まず、タイトルが農地法許可事務処理フロー図となっています。これはご存知の通り、農地法は許可だけでなく認可のものもあります。ですので、農業委員会事務処理手順（マニュアル）としたほうが良いと思います。後、この下に日南町農業委員会が作成したものと分かるようにする。ある程度農業委員会が責任をもって出せるようにしたほうが良いと思います。</p> <p>次に、中身ですが、表現の仕方も誰が見ても同じような理解をしないといけない。申請書に締め切りという表現がありますが、私はこれまで申請書というのはいつでも事務局は受けますよという形で受けていると思う。部会、総会にけるものいつまでの分をかけるかということを決めるということだと思いますが、申請の締め切りと書いてあるが、実際そうじゃないと思います。しかし、部会や総会にけるまでの時間がかかるので、10日締めにしたと想像しています。私は9月に申請があったものは10月10日の総会にけるという決め方が良いと思います。締め切りして部会の準備をするということとはしなかった。申請は月末に集まってくるわけではないので、申請があったときに準備すれば良いと思います。今日の総会でもわかるように、ひと月に1件から2件程度です。トータルでも去年は12.3件しかなかった。2条と3条を足しても30件くらいです。それくらいだったら10日もあれば現地調査と部会の準備ができると思います。</p> <p>締め日という表現ではなくて、部会にけるものは翌月の10日にける、どうしても事情があって間に合わないものは仕方ないと思います。20日で締めるという表現は適当でないと思います。</p> <p>また、申請書提出受付となっていますが、受付イコール受理だと思います。添付書類や記載内容の不備がないことを確認した上で受付だと思います。受理したものは受理簿を設けて速やかにパソコンで管理する。申請添付書類に不備があったらその場で受付せずに、今やっていることを確認し</p>

	<p>ながら丁寧に進めていってもらいたいと思います。</p> <p>そういったことを少し見直して整理したものを改正案として提案したいと思います。当然事務局に動いてもらわないといけないですし、皆さんにも見てもらわないといけません、日南町農業委員会の事務処理手順書として出せるようなものにしていけたらと思います。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは丸山推進委員と事務局で再度打ち合わせをしていただいて、総会に再度提案していただくようお願いいたします。</p>
丸山推進委員	<p>改正案のようなものを事務局に見てもらって確認が取れれば総会前に皆さんに送って、事前に見てもらっておきたいと思います。</p>
議 長	<p>(4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員	<p>今の関連ですけれども、そこまでややこしく考える必要はないと思います。申請者は当然書類を整理して相談して持ってくると、概ね了解であるとするなら受付となっていると思います。その中で不備があってはいけないので、農業委員、推進委員に現地確認をして総会に上程するという流れだと思っています。</p> <p>申請の段階で必ずしも書類が揃っているということは言い切れないと思います。柔軟性も必要ということ想定して、基本的な流れを確認、共有しておくということはいいと思います。100%これだということを決めつけてしまいますとやりにくくなる可能性はあると思います。</p> <p>農業委員会が議会からの質問があることもありますので、そういったときに柔軟に対応し、回答していくには農業委員会そのものが柔軟性がないとできないんじゃないかと思います。</p> <p>申請、現地確認、総会、その間にこういった書類が必要かということが分かれば問題ないと思います。</p>
高橋事務局長	<p>失礼します。丸山推進委員がおっしゃられることは重々わかります。これまで、こういった事務処理の遅延があったということで、それに対する対策ということで、しっかりとしたほうが今後発生しないのではないかとということで、フロー図を作成しました。これは、いろいろな自治体のものを参考にさせていただいて、わかりやすい形でお示しさせていただきました。修正すべきところは修正させていただきたいと思っております。</p> <p>事務処理につきましてはこれまでの反省を踏まえ、委員の皆様にもどういった形で処理をしているのかということもご承知おきいただきたいということもございます。もう少し整理した形で皆様にお配りできるように準備をさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>はい、では打ち合わせをして検討お願いします。</p> <p>その他、皆さんからありますでしょうか。</p> <p>(4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員	<p>今タブレットで農地の現地把握の入力をしておられると思います。自分もやっていますが、疑問に思ったところがありまして、集落の中に何件か</p>

		<p>家庭菜園がたくさんあるんですが、一つのマークに三つも四つも地番が入っていて表示してあるというところがたくさんあります。そこまで必要なのかと、農振区域だからそうなっているのかもしれませんが、当初どういった形で入れていたのか、それが疑問で、実際端末の中にあるけれども、おそらく誰もわかった人はいないと思います。調べてみて初めて分かる。確認せざるを得ないからというところが結構ある。それから、圃場整備においても畦畔が中に入っている。それらも全部入力が必要ですか。</p>
	高橋事務局長	<p>農地パトロールでお使いいただいている農地ナビの地図で示しているのは農業委員会の農地台帳に入っているデータが表示されています。一部、図面と台帳、現況の整合がとれないものについては表示されていないケースもございます。先ほど嶋川農業委員がおっしゃられた所は未整備田等が分かりにくい内容になっております。</p> <p>農業委員会の農地パトロールは全筆を確認することになっております。ただ、これまで従前やっておりました取り組みは一部分のパトロールとしておりました。近年、デジタル化が進んで農地情報はすべて入力しなければならぬということに変わってまいりました。ですので、未整備田の非常に地籍の小さいものについても全部入力していかないといけません。</p> <p>農地介在原野については、一般的な自治体では農地介在原野については一つの農地ということで管理していますが、日南町の場合は特別な扱いで原野と農地介在原野と分けて登記を行っておりました。そういった関係もあって、農地として扱っておりますので、表示せざるを得ないという実態です。今年につきましては皆様のご協力の中で推進委員の皆様で入力を進めていただいていると思います。この場を借りて感謝申し上げます。</p>
	議長	<p>その他ありますでしょうか。</p> <p>無いようですので、冒頭申し上げました、農業新聞について再度お願いしたいと思います。3年前の就任の時に鳥取県農業会議から購読のおねがいをされて、毎年来られています。</p> <p>この全国農業新聞は全国農業会議所が発行しており、農水省の予算折衝、農業委員会の原資となります。また、農業委員会に関する法律や活動方針等についても同様です。</p> <p>今度12月18日に開催されます、農業委員会特別研修会も全国農業会議所から来られて指導していただくようになっております。そういった原資を生み出すために農業新聞を発行しております。まだ購読されていない方は帰られるまでに事務局へ申し込みをしていただきたいと思います。</p>
閉会	議長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上をもちまして令和6年度第6回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和6年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員